

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍総合情報システム：相続税法第 58 条の規定による通知について	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民子育て部市民課・記録整理班	
個人情報ファイルの利用目的	死亡届の事件本人について、固定資産評価額、市民税の課税標準、相続人の人数を調査する。	
記録項目	氏名、生年月日、住所、本籍・国籍、	
記録範囲	当市に届出のあった死亡届の事件本人、	
記録情報の収集方法	死亡届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	課税課、木更津税務署で利用	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民子育て部市民課	
	（所在地）袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		